

建設業者監督処分一覧表

[令和5年度]

	許可番号	建設業者名	処分の内容	処分年月日
1	石第08416号	株式会社サッポロフェンス	指示	令和5年(2023年)4月21日
2	石第22358号	林工業株式会社	指示	令和5年(2023年)5月11日
3	渡第04682号	株式会社北海大伸工業	指示	令和5年(2023年)8月19日
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				

1 処分を受けた建設業を営む者に関する事項

商号又は名称	株式会社サッポロフェンス	代表者氏名	本間 貴久
主たる営業所の所在地	札幌市清田区清田 3 5 6 - 4 0 6		
許可番号	北海道知事許可 (般-3) 石第 0 8 4 1 6 号	許可を受けている 建設業の種類	土木工事業 とび・土工工事業 石工事業 鋼構造物工事業 舗装 工事業 しゅんせつ工事業 水道 施設工事業

2 処分に関する事項

処分年月日	令和 5 年(2023 年) 4 月 21 日	処分を行った者	北海道知事
根拠法令	建設業法第 2 8 条第 1 項 (第 2 8 条第 1 項第 3 号該当)		
処分の内容			
建設業法第 2 8 条第 1 項に基づく指示処分 今回の違反行為の内容及びこれに対する処分内容について、役職員に速やかに周知徹底を図るとともに、建設業法、労働安全衛生法その他関係法令を遵守し、再発防止に努め、建設業者として適正な業務に努めること。			
処分の原因となった事実		労働安全衛生法違反	
株式会社サッポロフェンスは、令和 2 年 12 月 25 日に砂川市の工事現場で、移動式クレーンによる作業中に作業員がその荷台から墜落し、負傷したにもかかわらず、自社の作業場で負傷したとする旨の虚偽の労働者死傷病報告書を令和 3 年 1 月 21 日に札幌東労働基準監督署長に提出した。 このことにより、労働安全衛生法第 100 条第 1 項及び労働安全衛生規則第 97 条第 1 項に基づき、札幌簡易裁判所において、同法人及び同法人役員が罰金刑に処せられ、刑が確定した。 このことは、建設業法第 2 8 条第 1 項第 3 号に該当するものである。			
その他参考となる事項	北海道労働局から建設業相互通報制度による通報		

1 処分を受けた建設業を営む者に関する事項

商号又は名称	林工業株式会社	代表者氏名	林 基
主たる営業所の所在地	札幌市厚別区厚別南6-15-18		
許可番号	北海道知事許可 (般-2) 石第22358号	許可を受けている 建設業の種類	塗装工事業 防水工事業

2 処分に関する事項

処分年月日	令和5年(2023年)5月11日	処分を行った者	北海道知事
根拠法令	建設業法第28条第1項(第28条第1項第3号該当)		
処分の内容			
建設業法第28条第1項に基づく指示処分 今回の違反行為の内容及びこれに対する処分内容について、役職員に速やかに周知徹底を図るとともに、建設業法、労働安全衛生法その他関係法令を遵守し、再発防止に努め、建設業者として適正な業務に努めること。			
処分の原因となった事実		労働安全衛生法違反	
林工業株式会社は、令和4年5月16日に札幌市中央区の工事現場で、作業員に高さが31.49mあるマンションの屋上を作業床として使用させて防水工事を行わせるにあたり、同屋上は墜落により作業員に危険を及ぼすおそれがあり、同屋上に囲い等を設けることが困難ではなかったのに、同屋上の周囲の端に囲い等を設けなければならなかったのに、これを設けることなく工事を行わせ、もって作業員が墜落するおそれのある場所に係る危険を防止するための必要な措置を講じなかったものである。 このことにより、労働安全衛生法第21条第2項及び労働安全衛生規則第519条第1項に基づき、札幌簡易裁判所において、同法人及び同法人役員が罰金刑に処せられ、刑が確定した。 このことは、建設業法第28条第1項第3号に該当するものである。			
その他参考となる事項	北海道労働局から建設業相互通報制度による通報		

1. 処分を受けた建設業を営む者に関する事項

商号又は名称	株式会社北海大伸工業	代表者氏名	林 正人
主たる営業所の所在地	北海道函館市赤川町559番地45		
許可番号	北海道知事許可 (般-1) 渡第4682号	許可を受けている建設業の種類	土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業、水道施設工事業、解体工事業

2. 処分に関する事項

処分年月日	令和5年8月19日	処分を行った者	北海道知事
根拠法令	建設業法第28条第1項(第28条第1項第3号該当)		
処分の内容	<p>建設業法第28条第1項に基づく指示処分 今回の違反行為の再発を防ぐため、次の事項について必要な措置を講ずること。</p> <p>(1) 処分の対象となった違反行為に関して遵守すべき法令の内容を把握し、再発防止に資する業務監督体制を構築するとともに社内規範を整備すること。</p> <p>(2) 今回の違反行為の内容及びこれに対する処分内容について、役職員に速やかに周知し、法令遵守の重要性を強く意識付けすること。</p>		
処分の原因となった事実	労働安全衛生法違反		
	<p>株式会社北海大伸工業は、令和3年11月23日に一般国道229号乙部町館浦北応急復旧工事現場において、法定の除外事由がないにもかかわらず、法令の定める資格を有しない労働者に、最大積載量11トンの不整地運搬車の運転業務に就かせた。</p> <p>このことにより、令和5年6月27日に函館簡易裁判所において労働安全衛生法違反により同法人及び同法人役員が罰金刑を受け確定した。</p> <p>このことは、建設業法第28条第1項第3号に該当すると認められる。</p>		
その他参考となる事項	北海道労働局からの建設業相互通報制度による通報		